

令和8年度新婚世帯の新生活を応援します

☎ 社会福祉課 ☎0823-43-1638

市では、結婚に伴う新生活の経済的不安や負担の軽減を図るため、新婚世帯の住宅の取得、賃借、リフォーム、引っ越しの費用に対し補助金を交付します。

対象となる世帯

- 以下のすべてに該当する夫婦が対象です。
- ・婚姻日が令和8年4月1日～令和9年3月31日の夫婦
- ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- ・夫婦ともに江田島市に住民票がある、または夫婦のどちらかが江田島市に住民票があること。
(※住民票は、対象住宅の住所であること。)
- ・夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。
(奨学金の返還を行っていた場合は、前年の奨学金の返還額を控除します。)
- ・補助金の交付を受けた日から、夫婦ともに3年以上、江田島市に居住する意思があること。
- ・夫婦ともに江田島市市税等を滞納していないこと。
- ・これまでに、この制度の補助を受けたことがないこと。また、国や江田島市が行う類似の補助を受けたことがないこと、または受ける予定がないこと。
- ・本事業に関するアンケート等に協力すること。
- ・次の①～④のいずれかを受講すること。①ライフデザイン支援講座、②プレコンセプションケアに関する講座、③医療機関への妊娠・出産に係る相談、④共家事・子育て講座（詳細は、社会福祉課へお問い合わせください。)

対象となる費用

令和8年4月1日から令和9年3月31日に支払った次の1から4の経費

1 住宅の取得費用	婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した建築または購入した費用（仲介手数料、土地の購入費用は除きます。）※婚姻に伴う取得費用に限りです。
2 住宅の賃借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、保証金、仲介手数料（駐車場代は除きます。） ※原則、同居後に支払った経費が対象となります。 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除いた額となります。
3 引っ越し費用	婚姻日の1年前から申請日までの間に行った家財等の運搬費用で、引っ越し業者や運送業者に支払ったもの。 ※婚姻に伴う引越費用に限りです。
4 リフォーム費用	婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した修繕、改築、増築、設備の更新等の費用 ※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用については対象外となります。

補助金額

- ・婚姻日の年齢が、夫婦ともに39歳以下：上限30万円
- ・婚姻日の年齢が、夫婦ともに29歳以下：上限60万円

申請期限 令和9年3月31日(水)

参考（対象期間）

婚姻期間（対象世帯）	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
対象期間（住宅購入、リフォーム、賃貸借契約締結、引越し）	令和9年3月31日まで
支払期間（ローン、リフォーム費用、家賃、引っ越し費用等）	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

申請手続など、制度の詳しいことは、社会福祉課までお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。



空き家等対策の補助事業

☎ 都市整備課 ☎0823-43-1647

空き家等対策補助の申請を受け付けています。

これらの補助を利用する場合は、事前に空き家の登録と申請が必要です。なお、空き家の登録は6カ月以上居住されていない家屋が対象です。すべて先着順で、予算額に達した時点で受け付けを終了します。

補助の種類によって、それぞれ条件がありますので、利用をお考えの方は、事前にご相談ください。

適正管理

空き家の適切な管理を促進するため、相続登記・家財処分にかかる費用の一部を補助

▶ 空き家相続登記等補助

補助金額 上限5万円 補助率1/2

最大
5万円

▶ 空き家家財等処分補助

補助金額 上限5万円 補助率1/2

最大
5万円

相続登記の申請の義務化 ☎ 広島法務局呉支局 ☎0823-21-9289

令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まっています。
正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。
また、過去に発生した相続等も対象となります。

活用

空き家の利活用を促進するため、購入・修繕などにかかる費用の一部を補助

▶ 空き家購入補助

補助金額 上限30万円 補助率3/10

最大
30万円

▶ DIY用具・材料購入補助

補助金額 上限5万円 補助率1/2

最大
5万円

▶ 空き家修繕補助

補助金額 上限30万円 補助率3/10

除却

空き家の除却および跡地管理（防草シート又は舗装）にかかる費用の一部を補助

▶ 空き家除却支援補助

補助金額 上限10万円 補助率1/10（除却のみ）

上限20万円 補助率1/10（除却：上限10万円）＋補助率1/2（防草シート又は舗装：上限10万円）

最大
20万円

危険家屋除却

危険家屋の除却を促すため、除却費用の一部を補助

利用される場合は、事前にご相談ください。

補助金額 上限50万円 補助率1/2

申請期限 11月30日(月)※申請受付期限が他の補助金と異なります

最大
50万円

ご存知ですか？「大麻」「植えてはいけないけし」のこと！

4～6月は不正大麻・けし撲滅運動月間

☎ 生活環境課 ☎0823-43-1637・広島県西部保健所呉支所衛生環境課 ☎082-22-5400

「大麻」は昔から「あさ」と呼ばれ、繊維や種子を採るために栽培されていたけれども、麻薬成分を含み、マリファナなどの原料になるため、栽培はもちろん、持っているだけでも法律により厳しく罰せられます。しかし、20歳代を中心に依然として乱用目的で不正に大麻を栽培する者が後を絶たない状況にあり、大きな社会問題となっています。

また、「けし」の中には、麻薬成分を含むため、一般には栽培が禁止されている種類「植えてはいけないけし」があります。知らずに栽培していたり、畑や空き地、道路端に自生していたりすることもあります。市内で自生している「植えてはいけないけし」の特徴は、花は薄紫色で、葉は長楕円形でギザギザしています。「大麻」「植えてはいけないけし」を見かけたときや、見かけたけれど判断がつかないときは、広島県西部保健所呉支所衛生環境課までご連絡ください。



植えてはいけないけし（アツミゲシ）の花と実▲